

船舶事故調査報告書

平成23年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年6月25日 13時01分ごろ
発生場所	対馬海峡東水道 長崎県壱岐市若宮灯台から真方位003° 9.5海里付近 (公海上) (概位 北緯34° 01.5′ 東経129° 41.8′)
事故調査の経過	平成22年6月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 ユジン (大韓民国)、2,974トン 9396438 (IMO番号)、DOOSAN CAPITAL CO., LTD. 84.96m (Lr) × 14.0m × 7.75m、鋼 ディーゼル機関、1,980kW、2007年6月6日 B 漁船 龍真丸、13トン FO2-6580 (漁船登録番号)、個人所有 17.60m (Lr) × 3.53m × 1.20m、FRP ディーゼル機関、670kW (漁船法馬力数)、平成18年12月20日
乗組員等に関する情報	A 船長A (大韓国籍) 男性 65歳 First Class Deck Officer Certificate (大韓民国発給) 発行日 2007年10月19日 有効期限 2012年10月18日 二等航海士A (大韓国籍) 男性 52歳 Third Class Deck Officer Certificate (大韓民国発給) 発行日 2008年6月4日 有効期限 2013年6月3日 B 船長B 男性 36歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年9月30日 免許証交付日 平成22年8月20日 (流失再交付) (平成25年9月29日まで有効) 甲板員B 男性 33歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年4月4日 免許証交付日 平成20年4月7日 (平成25年4月6日まで有効)

死傷者等	船長B及び甲板員Bが軽症（打撲）	
損傷	A 船首部擦過傷 B 船体中央部で切断、船尾側部分沈没、全損	
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか14人が乗り組み、壱岐島北方沖を針路約267°（真方位）、速力約9.3ノットで西進中、船長Aが船橋当直中の二等航海士Aに、ポートステートコントロール（PSC）で指摘された不要な船尾灯を撤去した部分の写真撮影を指示し、また、操舵手Aに舵機室の清掃を指示し、自ら当直に就いた。</p> <p>単独で船橋当直をしていた船長Aが、船橋後部のパソコンで報告書を作成していたところ、平成22年6月25日13時01分ごろA船の船首部とB船の左舷中央部が衝突し、A船は、転覆したB船を乗り切った。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、壱岐島北方沖で船首を南に向けて漂流し、れんこ鯛はえ縄漁の揚縄作業中、A船と衝突した。</p> <p>衝突後、B船は転覆し、船体中央部で二つに切断され、船尾側がすぐに沈み、船首側の船体部分が船底を上にして浮いていた。船長B及び甲板員Bは、その船底にはい上がり救助を待った。</p> <p>A船は、衝突現場に戻り、救命浮環を投下して2人をA船上に救助した。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、海上保安庁のヘリコプター及び救急車で福岡市内の病院に搬送された。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：平穏、東からの波	
その他の事項	<p>二等航海士Aは、船長Aと交替する際、前方で漂流していたB船を見落としていたので、船長Aと交替して船橋を離れるときに、B船のことを引き継がなかった。</p> <p>船長Bは、揚縄機の操作と右舷側から揚がってくる縄を見ていて、A船が左舷方から接近していることに気付かなかった。甲板員Bは、右舷側の揚縄機に向かい、揚がってきた魚を針から外し、針を籠端に掛けて整理する作業をしていて、A船が背後から接近していることに気付かなかった。</p> <p>船長Bと甲板員Bは救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>A船は、壱岐島北方沖を西進中、単独で船橋当直中の船長Aが、船橋後部のパソコンで報告書の作成作業を行い、見張りを行っていなかったことから、漂流中のB船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>二等航海士A及び操舵手Aは、船長Aの指示を受け、船橋を離れていたものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流して揚縄中、船長B及び甲板員Bが、揚縄作業を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>

原因	本事故は、壱岐島北方沖において、A船が西進中、B船が漂泊して揚縄中、単独で船橋当直中の船長Aが見張りを行わず、また、船長B及び甲板員Bが揚縄作業を行い、適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	---